

相続手続に必要な主な書類

1. 戸籍謄本
お亡くなりになられた方の「生まれてから亡くなるまで」の連続した戸籍謄本
2. 印鑑証明書
相続人全員の印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

注1 いずれも原本が必要となります。

返却が必要な場合には、コピーさせて頂いてからお返しいたします。

注2 遺言や遺産分割協議書がある場合など、上記以外の書類が必要となる場合もございます。また、お取引のあるお客様は、お取引印があれば印鑑証明書が不要となる場合もございます。相続方法によって必要な書類が異なりますので、詳しくは、お取引店もしくは最寄の店舗までお問い合わせ下さい。

以 上